

令和6年9月 改定

# 杉並区立高井戸小学校「いじめ防止基本方針」

杉並区立高井戸小学校  
校長 伊勢 明子

本方針は、いじめ防止対策推進法、東京都及び杉並区いじめ防止対策推進基本方針（平成29年8月作成、令和6年8月改定）を受け、人権尊重の理念に基づき、高井戸小学校のすべての児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう策定する。

## 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得るという認識の下、日常的な未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る。

- ・いじめを生まない、許さない学校へ
- ・いじめ問題について、児童が自ら考え行動する学校へ
- ・家庭、地域、関係機関との連携による安心な学校へ

## 2 いじめの定義

いじめとは、児童が、一定の人的関係にある他の児童から心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上での行為も含む）を受け、それにより心身の苦痛を感じているものを指す。（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

いじめは、被害の児童の人権や教育を受ける権利を侵害する許されない行為であり、すべての児童は、いじめを行ってはならない。（同法 第4条）

## 3 学校いじめ対策委員会の設置

いじめ防止等の対策のための校内組織「高井戸小いじめ対策委員会」を設置する。組織の構成員は、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、学年主任、けやき学級主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、当該児童関係教員とする。また、必要に応じて関係機関（スクールソーシャルワーカー等）も加える。

## 4 未然防止、早期発見・事案対応に関する取組

杉並区教育委員会「いじめ対応マニュアル」（令和6年8月作成）に基づき、いじめの対応を組織的に進めていく。

- (1) いじめの対応（発見から組織的な対応まで）\*フロー図（マニュアル p.1～4）
- (2) いじめ対応の基本的な考え方（マニュアル p.5～7）
- (3) いじめの未然防止に向けて（マニュアル p.7～8）  
（いじめに関する授業及び校内研修の実施を含む）
- (4) 子どもの変化に気付くために \*チェックリスト（マニュアル p.9）

(5) 具体的な対応 (マニュアル p.10~14)

- ・いじめを受けた児童に対して (マニュアル p.10~11)
- ・いじめを行った児童に対して (マニュアル p.11~12)
- ・傍観したり周囲にいたりした児童に対して (マニュアル p.12~13)
- ・関係する児童の保護者に対して (マニュアル p.13)
- ・PTAや保護者、地域との連携 (マニュアル p.14)
- ・教育委員会との連携 (マニュアル p.14)

## 5 記録の作成・保存

被害児童への継続的な支援や対応の事後的な検証のため、高井戸小いじめ対策委員会を開催した際には会議録を作成するとともに、実施した調査(アンケートや聞き取り)や対応した内容についても記録を作成する。

また、記録については、個人情報保護の観点から厳重に管理する。

## 6 いじめ重大事態の定義

(重大事態は学校だけで判断することなく、済美教育センターへ相談する。)

いじめの重大事態とは、①児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合、②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合を指す。(マニュアル p.15)

## 7 いじめ重大事態への対処

杉並区教育委員会「いじめ対応マニュアル」(令和6年8月作成)に基づき、いじめ重大事態への対応を組織的に進めていく。

- (1) いじめ重大事態対応フロー図 (マニュアル p.16)
- (2) 調査の実施、調査結果の説明等、再発防止に向けた取組 (マニュアル p.17~18)

## 8 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

- (1) いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめが「解消している」段階に至った後でも、いじめが再発することも十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童と加害児童について、日常的に注意深く観察する。

(「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」 p.3~4)